

正社員雇用拡大助成金事業

本県の高い非正規雇用率を改善するため、若年者を正社員として雇用する企業に対し、助成金を支給し、正社員としての就職機会を創出し、職場定着の推進を図ります。

助成対象事業者

- ① 中小企業等であること。
- ② 県内にて設置届を提出している雇用保険適用事業所であること。
- ③ 過去6ヶ月以内に事業主都合による離職者がいない事業者であること。
- ④ 暴力団又は暴力団と関係する事業所でないこと。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号、第5号、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事務所でないこと。等

助成内容

- ・ 35歳未満の者（卒後1年以内の者を除く）で過去6ヶ月以内に正社員として雇用されていない者をハローワークの紹介により正社員として新規雇用し、定着に繋がる取組を新規雇用から3ヶ月の間に実施した場合に、予算の範囲内で助成金を支給する。
なお、4月1日から10月1日（予定）の期間に雇用された正社員を対象とする。

助成額

- ・ 正社員として新規雇用した1名につき30万円。（なお、1事業者当たり3名まで）

事業スキーム

